



京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立充通新町西入敷ノ内町

発行所 京都府

政策法務課

電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立充通小川東入

印刷所 中西印刷株式会社

電話 (075) 441-3155

目次

告 示

○救急病院である旨の告示	(医療課)	ページ 757
○鳥獣保護区の指定	(農村振興課)	〃
○特定獣具使用禁止区域の指定	(〃)	758
○京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示	(林業振興課)	759
○公共測量の実施	(用地課)	760
○地籍調査の実施	(〃)	〃
○水防法に基づく洪水浸水想定区域等を定めた旨の告示	(砂防課)	761
○洪水浸水想定区域の指定の取消し	(〃)	762

公 告

○令和6年度情報公開制度の運用状況	(政策法務課)	〃
-------------------	---------	---

○令和6年度個人情報保護制度の運用状況	(政策法務課)	763
○府営土地改良事業計画の変更	(中丹広域振興局)	765
○保安林の指定施業要件の変更の通知の公告	(〃)	〃
○国土調査の成果の認証	(用地課)	766
○市街地再開発組合の定款の変更認可	(都市計画課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了	(中丹西土木事務所)	〃

公 営 企 業

○京都府公営企業公舎管理規程の一部を改正する規程	〃
--------------------------	---

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

告 示

京都府告示第529号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人河端病院	京都市右京区太秦上ノ段町16	令 7. 10. 14	令 10. 10. 13

京都府告示第530号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

名 称	存 続 期 間	面 積 (ha)	区 域
八丁平鳥獣保護区	令和7年11月1日から令和17年10月31日まで	296	京都市左京区（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府農林水産部農村振興課において縦覧に供する。）



京都府告示第531号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定獵具使用禁止区域を指定する。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

名 称	存 続 期 間	面 積 (ha)	区 域
山城町特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	632	木津川市山城町綺田、平尾、北河原、椿井及び上泊（次の図に示す部分に限る。）
精華町特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	2,544	相楽郡精華町乾谷、植田、北稻八間、南稻八妻、桜が丘、柘榴、精華台、東畑、光台、山田、祝園、菱田、下泊、泊田及び菅井（次の図に示す部分に限る。）
久御山特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	1,358	久世郡久御山町市田、大橋辺、相島、北川顔、栄、佐古、佐山、島田、下津屋、田井、中島、西一口、野村、林、東一口、藤和田、坊之池及び森（次の図に示す部分に限る。）
炭山特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	14	宇治市炭山（次の図に示す部分に限る。）
向島特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	813	京都市伏見区（次の図に示す部分に限る。）
桂川特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	1,040	京都市右京区、南区及び西京区（次の図に示す部分に限る。）
亀岡桂川特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	232	亀岡市千代川町、大井町、宇津根町、保津町及び余部町（次の図に示す部分に限る。）
神崎特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	126	舞鶴市字西神崎、字油江、字蒲江及び字東神崎（次の図に示す部分に限る。）
舞鶴東特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	1,250	舞鶴市字泉源寺、愛宕上町、愛宕中町、愛宕下町、愛宕浜町、字田中、田中町、安岡町、字安岡、字鹿原、字吉坂、字小倉、竜宮町、田園町2丁目、田園町1丁目、字市場、矢之助町、字溝尻、溝尻中町、溝尻町、字行永、行永桜通り、行永東町、金屋町、七条中町、字森、森町、字常、常新町、京月東町、京月町、亀岩町、八反田南町、八反田北町、丸山町、丸山西町、丸山中町、丸山口町、森本町、倉梯中町、倉梯町、桃山町、浜町、南浜町、北浜町、字浜、字北吸、字余部下及び字長浜（次の図に示す部分に限る。）
和江特定獵具使用禁止区域(銃)	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	40	舞鶴市字丸田及び字和江（次の図に示す部分に限る。）

五老岳特定猟具使用禁止区域（銃）	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	1,275	舞鶴市字余部下、字余部上、字北吸、字浜、桃山町、字森、清美が丘、字清道、字上安、上安東町、字上安久、字西吉原、字東吉原、字下安久、字和田、字長浜及び白浜台（次の図に示す部分に限る。）
竹野川特定猟具使用禁止区域（銃）	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	21	京丹後市峰山町荒山（次の図に示す部分に限る。）
大宮町口大野・奥大野特定猟具使用禁止区域（銃）	令和7年11月1日から令和12年10月31日まで	78	京丹後市大宮町口大野及び奥大野（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府農林水産部農村振興課において縦覧に供する。）



京都府告示第532号

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号）の一部を次のように改正する。

別表森林環境保全整備事業の項中「含む。）並びに人工林」を「含む。）、人工林」に、「促進又は」を「促進並びに」に、「18歳級以下の林分又は」を「18歳級以下又は」に、「、搬出集積及び」を「、搬出集積（被害木に係るものを含む。）及び」に、「育成並びに」を「育成（面的複層林施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）、」に、「の林分（面的複層林施業による」を「又は標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する」に、

下刈り	植栽により更新した2齢級以下（植栽により複層林となる場合等にあっては、下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林にあっては、下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去に要する経費	を
-----	--	---

人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、 ^は 播種並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費
下刈り	植栽により更新した2齢級以下（植栽により複層林となる場合等にあっては、下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林にあっては、下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去に要する経費
更新伐	育成複層林の造成及び育成（面的複層林施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として、18齢級以下又は標準伐期齡に2を乗じて得た林齡以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は、10齢級以上の林分に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木、あばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木に係るものも含む。）及び巻枯らしに要する経費

に改める。

附 則

この告示は、令和7年10月31日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。



京都府告示第533号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府中丹広域振興局長から通知があった。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 測量の地域
舞鶴市字蒲江地内
- 2 測量の期間
令和7年11月1日から令和8年2月27日まで
- 3 測量の種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び境界測量）



京都府告示第534号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を次のとおり行う。

令和7年10月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 事業計画が定められた年月日
令和7年5月9日
- 2 調査を実施する者の名称
京都府
- 3 調査地域
相楽郡笠置町字笠置の一部
- 4 調査期間
令和7年10月31日から令和8年3月31日まで



京都府告示第535号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により洪水浸水想定区域の指定をした次の河川に係る当該指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を定めた。

なお、これらの事項を表示した図面は、次の閲覧場所において閲覧することができる。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

水系名	河川名	閲覧場所
一級河川 (淀川水系)	西高瀬川	京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所
	天神川	
	御室川	
	宇多川	
	堂の川	京都府建設交通部砂防課、京都府京都土木事務所及び京都府山城北土木事務所
	弥陀次郎川	
	戦川	京都府建設交通部砂防課及び京都府山城北土木事務所
	新田川	
	防賀川	
	手原川	
	天津神川	
	長谷川	
	青谷川	
	玉川	京都府建設交通部砂防課、京都府山城北土木事務所及び京都府山城南土木事務所
	渋川	
	天神川	
	不動川	京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所
	鳴子川	
	新川	
	鶴の川	京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所
	西川	
	年谷川	
	雑水川	

曾我谷川	
千々川	
愛宕谷川	
七谷川	
古川	
山内川	
菰川	
法貴谷川	
東所川	
三俣川	
官山川	
馬田川	
園部川	
天神川	
陣田川	
半田川	
本梅川	
八田川	
音羽川	
神田川	
北川	
一級河川 (由良川水系)	
上林川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所
井根川	
浅原川	
畠口川	
草壁川	
古和木川	
和久川	京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所
鳴谷川	
弘法川	

	相長川				温江川	
二級河川	伊佐津川	京都府建設交通部砂防課及び京都市中丹東土木事務所			桜内川	
	米田川				滝川	
	天清川					
	池内川					
	青谷川					
	野田川	京都府建設交通部砂防課及び京都市丹後土木事務所				
	香河川					
	奥山川					
	水戸川					
	岩屋川					
	加悦奥川					

◆◆◆◆◆

京都府告示第536号

令和7年京都府告示第310号で洪水浸水想定区域等を定めた旨を告示した白川放水路、乾谷川及び乾谷川放水路について、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定を取り消した。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

公 告

京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第28条の規定により、令和6年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処理の状況						取下げ 計	
		公開		非公開					
		全部公開	部分公開	全部 非公開	公開請求 拒否	不存在等			
知事	18,955	18,891	18,737	154	4	0	48	18,943	
議会	52	52	50	2	0	0	0	52	
教育委員会	2,185	2,148	2,026	122	2	3	26	2,179	
選挙管理委員会	21	19	8	11	0	0	0	19	
人事委員会	4	3	1	2	0	0	1	4	
監査委員	1	1	0	1	0	0	0	1	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	2,328	2,123	1,406	717	4	1	197	2,325	

京都府公報

令和7年10月31日 金曜日

労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事(公営企業)	1,148	1,148	1,148	0	0	0	0	1,148	0
京都府公立大学法人	58	57	54	3	1	0	0	58	0
京都府住宅供給公社	17	17	16	1	0	0	0	17	0
京都府道路公社	228	228	228	0	0	0	0	228	0
京都府土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	24,997	24,687	23,674	1,013	11	4	272	24,974	23

注 「請求件数」とは、条例第4条の規定により公開請求のあったもののうち、令和6年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数(合計)をいう。

2 不服申立ての状況等

(1) 不服申立ての件数

単位：件

区分	件 数
前年度からの繰越し A	31
新規申立て B	15
年度中終了 C	4
次年度への繰越し (A+B-C)	42

(2) 令和6年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	計
0	2	2	0	0	4

3 情報提供の状況

区分	状況
情報提供の件数	6,397件
利用者数	4,384人

注 1 「情報提供の件数」とは、府民総合案内・相談センター(本庁)、総合案内・相談コーナー(各広域振興局)及び警察本部情報公開室における情報提供の件数(合計)をいう。

2 「利用者数」とは、府民総合案内・相談センター及び警察本部情報公開室の利用者数をいう。



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年京都府条例第33号)附則第12項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による廃止前の京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号。以下「旧保護条例」という。)第39条及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年京都府条例第32号)第9条の規定により、令和6年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府公報

令和7年10月31日 金曜日

1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	開示請求件数	処理の状況				取下げ等	
		開示		不開示	計		
		全部開示	一部開示				
知事	58	55	23	32	14	69 0	
教育委員会	143	131	62	69	14	145 0	
選挙管理委員会	0	1	1	0	0	1 0	
人事委員会	3	3	3	0	0	3 0	
監査委員	0	0	0	0	0	0 0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0 0	
警察本部長	228	314	82	232	34	348 0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0 0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0 0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0 0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0 0	
知事（公営企業）	0	0	0	0	0	0 0	
京都府公立大学法人	112	108	44	64	3	111 0	
合計	544	612	215	397	65	677 0	

- 注 1 「開示請求件数」とは、令和6年度中に個人情報の保護に関する法律第76条の規定により開示請求のあった件数をいう。
 2 「処理の状況」とは、令和6年度中に実施機関が決定を行ったものの件数（合計）をいう。
 3 「取下げ等」とは、令和6年度中に取下げ等の処理をしたもの件数（合計）をいう。
 4 「不開示」には、個人情報の不存在等の場合の決定を含む。
 5 令和6年度においては、個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定による訂正請求は2件あった。
 6 令和6年度においては、個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定による利用停止請求はなかった。
 7 令和6年度においては、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第1項の規定による取扱いの是正の申出は3件あった。

2 不服申立ての状況等

(1) 旧保護条例に基づく決定に対する不服申立ての件数

単位：件

区分	件数
前年度からの繰越し A	20
新規申立て B	0
年度中終了 C	2
次年度への繰越し (A+B-C)	18

(2) 令和6年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	計
0	1	0	1	0	2

(3) 個人情報の保護に関する法律に基づく決定に対する不服申立ての件数

単位：件

区分	件 数
前年度からの繰越し A	2
新規申立て B	5
年度中終了 C	0
次年度への繰越し (A+B-C)	7

(4) 令和6年度における処理の状況 ((3)のCの内訳)

単位：件

却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	計
0	0	0	0	0	0

3 簡易開示の状況

単位：件

実施機関	件 数
知事	30
教育委員会	9,381
人事委員会	278
京都府公立大学法人	521
警察本部長	47
合計	10,257



土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により府営土地改良事業（下位田地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該変更について不服があるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に書面で知事に審査請求ることができる。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の府営土地改良事業（下位田地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年10月31日から令和7年11月20日まで

3 縦覧の場所

京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課

なお、京都府中丹広域振興局農林商工部地域づくり振興課のホームページにおいて関係書類の電磁的記録

を閲覧することができる。

また、綾部市役所農林商工部農政課において関係書類を閲覧することができる。



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を福知山市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

寝屋川市萱島桜園町20番26号

李 敏基

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
- (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和7年農林水産省告示第1369号による。

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

1(1) 調査を行った者の名称

宇治田原町

1(2) 調査を行った時期

平成30年6月14日から令和5年1月27日まで

1(3) 成果の名称

宇治田原町④（大字荒木の一部及び大字立川）の地籍図及び地籍簿

1(4) 調査を行った地域

綴喜郡宇治田原町大字荒木の一部及び大字立川

1(5) 認証年月日

令和7年10月21日

（国土交通大臣の承認年月日 令和7年9月26日）

2(1) 調査を行った者の名称

福知山市

2(2) 調査を行った時期

令和2年6月25日から令和6年5月29日まで

2(3) 成果の名称

旧福知山町周辺3地区の地籍図及び地籍簿

2(4) 調査を行った地域

旧福知山町周辺3地区

2(5) 認証年月日

令和7年10月21日

（国土交通大臣の承認年月日 令和7年9月26日）

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、JR向日町駅周辺地区市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

1 組合の名称

JR向日町駅周辺地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和4年2月18日から令和12年3月31日まで

3 施行地区

向日市寺戸町久々相1番9、1番13から1番15まで、25番、森本町野田1番3、2番5、40番、41番

4 事務所の所在地

京都市中京区室町通錦小路上る山伏山町550番1明倫ビル5階 株式会社大林組京都支店内

5 設立認可の年月日

令和4年2月18日

6 変更の内容

施行地区について向日市寺戸町久々相1番9、1番13から1番15まで、25番、森本町野田1番3、2番5、40番、41番を向日市寺戸町久々相100番から102番まで、森本町野田200番から205番までに変更する。

事務所の所在地について京都市中京区室町通錦小路上る山伏山町550番1 明倫ビル5階 株式会社大林組京都支店内を向日市寺戸町久々相1番14号に変更する。

7 変更認可の年月日

令和7年10月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

福知山市字荒河小字声田和9の9、9の23、1101の2

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

福知山市字天田小字西長戸118

株式会社今井工務店

公 営 企 業

京都府公営企業公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月31日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府公営企業管理規程第 3 号

京都府公営企業公舎管理規程の一部を改正する規程

京都府公営企業公舎管理規程（昭和45年京都府公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表の区分の欄に掲げるものに応じそれぞれ同表の所管公所長の欄に掲げる者」を「公営企業管理事務所長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	公舎名称	所在地
京都府公営企業管理事務所長公舎	石原公舎 1 号	福知山市字石原1158
京都府公営企業管理事務所職員公舎	長田野公舎 1 号	福知山市東平野町19
〃	〃 2 号	〃

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 31 日から施行する。